

高齢者支援のてびき



富田林市 健康推進部 高齢介護課

令和6年10月1日発行

高齢者支援のてびき もくじ

○相談窓口	・ほんわかセンター（地域包括支援センター）	3
	・在宅介護支援センター	3
○各種事業・サービス	・街かどデイハウス ★	4
	・訪問理容サービス ★	4
	・介護用品（紙おむつ等）の給付 ★	5
	・見守り訪問支援事業 ★	5
	・日常生活用具の給付 ★	6
	・配食サービス ★	6
	・緊急通報システムの登録・設置 ★	7
	・生活管理指導短期宿泊事業	8
	・介護用ベッドの貸与サービス ★	8
	・高齢者補聴器購入費助成事業 ★	9
	・高齢者の障害者控除対象者認定書の交付 ★	10
○配付物	・笑顔れんらく帳	11
	・救急医療情報キット ★	11
	・鶴亀携帯版 ★	12
	・エンディングノート	12
○認知症の方への支援	・みまもりあいステッカー利用支援事業 ★	13
	・みまもりあいアプリ	14
	・高齢者等見守りSOSネットワーク ★	14
	・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ★	15
	・成年後見制度の市長申立	16
	・日常生活自立支援事業	17
	・位置検索用端末機の貸与 ★	17
○給付金・祝い	・百寿の祝	18
	・特別高齢者給付金	18
○介護保険外の入所施設	・養護老人ホーム	19
	・その他入所施設	19
○生きがい・社会参加	・富田林市立老人いこいの家	20
	・シニアクラブ	20

★が付いているサービスは、市ウェブサイトの高齢介護課のページから、申請書をダウンロードすることができます。

ウェブで検索

富田林市 高齢者福祉 申請書



もしくは

二次元コードからアクセス



○相談窓口

ほんわかセンター（地域包括支援センター）

※ほんわかセンターは、富田林市地域包括支援センターの愛称です。

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活をおくるために、介護・福祉・保健・医療などが連携し様々な面から高齢者を総合的に支えることを目的に設置されています。保健師又は看護師・主任ケアマネジャー・社会福祉士が相談に応じますので、お気軽にご活用ください。

名称	電話番号	住所	担当中学校区
第1圏域ほんわかセンター （富田林市役所）	25-1000	常盤町1-1	喜志・第一
第2圏域ほんわかセンター （市立コミュニティセンターかがりの郷）	25-8205	南大伴町4-4-1	第二・第三
第3圏域ほんわかセンター （富田林市福祉公社 けあばる）	28-8631	向陽台1-4-30	金剛・葛城・ 藤陽・明治池
第3圏域ほんわかセンター （けあばる金剛）		寺池台1-9-15 （金剛連絡所2階）	

在宅介護支援センター

高齢者支援の相談窓口で、各種申請手続きのお手伝いをしています。ほんわかセンターや市役所などと連携・協力を図ります。

担当圏域	名 称（住 所）	電話番号
第1圏域	在宅介護支援センター 喜志菊水苑 （喜志町三丁目1-33）	26-0056
	在宅介護支援センター きし（介護老人保健施設きし） （中野町西二丁目273）	23-0204
第2圏域	富田林東部在宅介護支援センター（柳生苑） （東板持町一丁目3-33）	34-8616
	在宅介護支援センター 錦織荘 （錦織東三丁目4-18）	25-6528
	在宅介護支援センター 春の家 （大字佐備2497-5）	33-2940
第3圏域	在宅介護支援センター オレンジ荘 （大字龍泉877-78）	33-0911
	在宅介護支援センター さえずり （五軒家一丁目25-10）	(072) 365- 7500
	在宅介護支援センター 寿里苑夢の杜 （高辺台2-8-12）	40-0666

○各種事業・サービス

街かどデイハウス

生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消、自立生活の助長、要支援・要介護状態への進行を予防するためのサービスです。

《対象者》

65歳以上の、在宅で生活する人等（事業対象者、要介護認定をお持ちの方は対象外）

《内容》

健康チェック、健康体操、給食、各種教室の開催、日常生活向上のための事業等

《手続き》

高齢介護課、金剛連絡所、各ほんわかセンター、在宅介護支援センターにて、所定の申請書により申し込んでください。

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定（登録） ⇒ 利用

《利用料》

各街かどデイハウスへ、直接お尋ねください。

《実施施設》

名 称（住 所）	電話番号
街かどデイハウス「ひまわり」 （若松町一丁目19-10）	25-0294
街かどデイハウス「きんき茶ろん」（きんきうえぶ） （小金台二丁目5-10-102）	29-0019

※ 実施日及び利用時間については、各実施施設により異なります。直接お問合せください。

訪問理容サービス

老衰、心身の障がい及び傷病等により外出困難なため、理容のサービスを受けることができない高齢者等に対し、富田林理容組合に属する店舗の有資格者の訪問による理容サービスを提供します。

《対象者》

「要介護4」または「要介護5」の認定を受けており、座位（家族の介助による場合も含む）が保てる65歳以上の在宅で生活する人等

《内容》

自宅への訪問による理容サービス ※1年に4回まで（3ヶ月に1回利用券を発行）

《手続き》

高齢介護課、金剛連絡所、各ほんわかセンター、在宅介護支援センターにて、所定の申請書により申し込んでください。

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定（登録） ⇒ 利用券の発行 ⇒ 店舗へ利用申込

《利用料》

利用者負担として、実費相当額（約3,000円）が必要です。

介護用品（紙おむつ等）の給付

自宅で高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護状態の高齢者に対し、在宅生活の継続・福祉の向上を図るため、介護用品（紙おむつ等）を給付します。

《対象者》

次の要件をすべて満たす人（生活保護世帯の人は対象外）

○65歳以上で、富田林市より「要介護4・5」または「要介護3で『排尿』又は『排便』が『全介助』、『一部介助』、『見守り等』」の認定を受けており、自宅で生活する人

○当該年度（4月から6月に申請された場合は前年度分）の市民税が非課税の人

※ 介護施設等に入所または医療機関に入院したときは給付停止となります。

《内容》

毎月、指定業者より給付限度額（5,000円）分の介護用品（紙おむつ等）を自宅へお届けします（限度額を超える分は自己負担となります）。

《手続き》

高齢介護課、金剛連絡所、各ほんわかセンター、在宅介護支援センターにて、所定の申請書により申し込んでください。

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定 ⇒ サービスの開始（月1回の配達）

※ 決定後、原則申請の翌月からの利用開始となります。

見守り訪問支援事業

心身の障がいや傷病等により、社会参加や社会適応が困難な高齢者等に対し、自宅への訪問等を通じて、安否確認や日常生活に対する助言等を行うサービスです。

《対象者》

65歳以上の、社会参加や社会適応が困難な人等

《内容》

日常生活・家事・対人関係構築に対する助言や必要に応じた関係機関との連絡調整
（訪問時間は、午前9時から午後5時の間）

《手続き》

高齢介護課、各ほんわかセンターにご相談ください。

《利用料》

無料

日常生活用具の給付

心身機能の低下に伴い、日常生活に不安のあるひとり暮らしの在宅高齢者等に対し、生活の安全や火災予防、衛生的な生活を確保するため、日常生活用具を給付します。

《対象者》

次の要件をすべて満たす人

- 65歳以上のひとり暮らしで、富田林市より介護認定を受けている在宅で生活する人等
- 生活保護法による被保護世帯及び生計中心者の前年分（申請が1月から6月までは前々年分）の所得税が非課税世帯に属する人

《給付品目》

火災警報器、自動消火器、電磁調理器、布団乾燥機

《手続き》

高齢介護課、金剛連絡所、各ほんわかセンター、在宅介護支援センターにて、所定の申請書により申し込んでください。

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定（給付券の発行） ⇒ 給付

配食サービス

自ら食事の準備が困難な高齢者等に対し、安否確認を兼ねて栄養バランスの取れた昼食をお届けするサービスです。

《対象者》

65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯
（昼間一人で過ごす人は対象外）

《内容》

月～金曜日（祝日・祭日・年末年始は除く）の週5回まで

※安否確認のため、お弁当は必ず手渡しとなります。

※お弁当を受け取る時間の指定はできません。

《手続き》

高齢介護課、金剛連絡所、各ほんわかセンター、在宅介護支援センターにて、所定の申請書により申し込んでください。

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定 ⇒ 調整（配達する人）・利用券の購入 ⇒ 開始

《利用料》

1食 350円

「社会福祉協議会：口座振替、若一給食サービス：チケット制」

※当日キャンセルの場合、キャンセル料が発生する場合があります。

《実施機関》

○ 富田林市社会福祉協議会（宮甲田町9-9） ☎ 25-8200

○ 若一給食サービス運営委員会（若松町一丁目19-10） ☎ 23-4194

※お住まいの地域により、担当の実施機関が決まっています。

緊急通報システムの登録・設置

在宅のひとり暮らしの高齢者等に対し、自宅内での急病やケガ等の緊急時に、装置のボタンを押すことにより受信センターに緊急信号を送信し、迅速かつ適切な対応をとるためのシステムです。

《対象者》

65歳以上のひとり暮らしの人、または65歳以上のみの世帯で対象者を除く全員が要介護認定を受けている世帯

(昼間一人で過ごす人も対象となります。但し、同居の人の就労・就学証明が必要です)

※ 「KDDI ホームプラス」「softbank おうちの電話」「docomo home でんわ」等の無線回線では固定型をご利用いただけません。

《内容》

緊急通報装置のボタンまたはペンダントのボタンから発信された緊急信号は、受信センターへ自動的に送信されます。受信センターでは、内容により消防本部等への連絡など必要な対応をとります。また2か月に一度、生活状況等の確認のためナースコールセンターより自宅にお電話します(お元気コール)。

※利用を中止した場合、装置とペンダントの返却が必要です。

《手続き》

高齢介護課、各ほんわかセンター、在宅介護支援センターにて、所定の申請書により申し込んでください(自宅の電話回線を確認の上、同意書の提出が必要です)。

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定 ⇒ 登録・設置

《固定電話がない方へ》

携帯型緊急通報装置をご利用いただけます。

※通常の利用料+660円の自己負担がかかります。

※ご利用はご自宅内に限ります。

※利用を中止した場合、本体・充電台・ACアダプター・電源コードの返却が必要です。

《利用料》

生計中心者の前年分(申請が1月から6月までは前々年分)の所得税額	固定型	携帯型
70,000円以下の世帯	無料	660円/月
70,001円以上の世帯	1,650円/月	2,310円/月

【固定型】



【携帯型】



生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣の欠如や社会参加・社会適応が困難な高齢者に対して、社会的な理由等により一時的に保護を必要とした場合に、施設にて短期宿泊等を行うサービスです。

《対象者》

65歳以上で、社会参加や社会適応が困難な人等（介護認定をお持ちの人は対象外）

《内容》

養護老人ホームに一時的に宿泊し、生活習慣の改善、体調の調整等を行います。

（1回7日以内・年3回まで）

《手続き》

高齢介護課、各ほんわかセンターにて、所定の申請書により申し込んでください。

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定 ⇒ 宿泊

《利用料》

1日 380円（生活保護世帯は無料） ※食費は、実費分が必要です。

《実施機関》

○四天王寺悲田院養護老人ホーム（羽曳野市学園前六丁目1-1）

☎ 072-957-7511

○養護老人ホーム柳生苑（東板持町一丁目3-3）

☎ 0721-34-8616

介護用ベッドの貸与サービス

入院又は施設入所中の高齢者が、一時的な外出・外泊により在宅にて生活を行う場合、介護用ベッドを貸与するサービスです（但し、介護保険サービスが優先されます）。

《対象者》

入院又は施設入所中で、一時的に在宅にて生活を行う65歳以上の人等

《事業内容》

介護用ベッド及び付属品の貸与（年2回まで・1回14日以内）

※ 但し、本市内の自宅または本市内の親族等の自宅への貸与に限ります。

《利用料》

500円（生活保護世帯は無料）

《手続き》

高齢介護課、各ほんわかセンターにて、所定の申請書により申し込んでください。

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定 ⇒ 利用

高齢者補聴器購入費助成事業

加齢等による聴力低下により日常生活に支障のある高齢者が、補聴器を購入する場合に要する費用の一部を助成します。

《対象者》

次の要件をすべて満たす人

- 65 歳以上の人
- 本人が属する世帯の世帯員全員の当該年度（4 月から 6 月に申請された場合は前年度分）の市民税が非課税の人
- 耳鼻科の医師が難聴のため補聴器が必要と認めた人
- 身体障害者手帳（聴覚障害に係るもの）を所持していない人
- 過去に本事業による助成を受けたことがない人

《内容》

左右いずれかの耳に装用する補聴器本体 1 台分の購入費用の一部を助成します。

- 上限 25,000 円

（診察料、検査料、文書料、送料、その他市長が助成の対象に適さないと認めたものについては助成の対象になりません）

※先に購入されている補聴器は助成の対象になりません。

《手続き》

事業の説明や必要な書類をお渡ししますので、まずは高齢介護課へご相談ください

↓

耳鼻科医に市所定の医師意見書（様式第 2 号）の記載を依頼してください

※文書料が必要な場合があります

↓

補聴器の販売店等で見積書（様式自由）を作成してもらいます

↓

市所定の申請書（様式第 1 号）、医師意見書、見積書を市へ提出してください

↓

市で審査・決定後、助成決定通知（様式第 3 号）、市所定の請求書（様式第 5 号）を郵送します

↓

見積書を作成した補聴器販売店等で補聴器を購入してください

↓

領収書及び型番が分かる書類（写し可）、市所定の請求書、助成決定通知の写しを市へ提出してください

↓

市から助成金が振り込まれます

高齢者の障害者控除対象者認定書の交付

障害者手帳等の交付を受けていない、身体上または精神上何らかの障がいがある高齢者に対し、所得税や市・府民税の障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

《対象者》 次の要件をすべて満たす人

○ 65 歳以上の人

○ 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を所持していない人

○ 介護保険の要支援・要介護の認定を受けており、次の認定基準に該当する人

《認定基準》

区 分	判 断 基 準
障 害 者	① 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（国基準）のランクⅡ a 又はⅡ b に該当。
特別障害者	① 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランクⅢからⅣに該当。 ② 障害高齢者の日常生活自立度判定基準（国基準）のランク B 1 から C 2 に該当。

《基準日》

毎年 12 月 31 日現在（その人がその年の中で死亡又は出国する場合、死亡又は出国の日）

《手続き》

高齢介護課、金剛連絡所にて、所定の申請書により申し込んでください。

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定 ⇒ 交付（申請から交付まで 1 週間ほどかかります）

《その他》

※ 障害者控除対象者認定書発行後に手続きが必要です。確定申告または税の修正申告の手続きを予定している場合は、下記機関へお問い合わせください。

○ 所得税に関すること 富田林税務署 ☎ 24-3281

○ 市民税に関すること 富田林市課税課市民税係 ☎ 25-1000 内線 112

※ 申告する年度ごとに「障害者控除対象者認定書」が必要となります。

○配付物

笑顔れんらく帳

健康状態や生活状況、医療・介護サービスの利用状況、連絡先などの情報を記録し、健康づくりや介護予防に活用する手帳です。富田林医師会・富田林歯科医師会・富田林薬剤師会・ほんわかセンター・高齢介護課が協働して作成しました。

お薬手帳や診察券、保険証などと一緒に携帯できるビニールカバーも配付しています。

《対象者》

富田林市内に居住する65歳以上の人等

《費用》

無料（郵送による配付はできません）

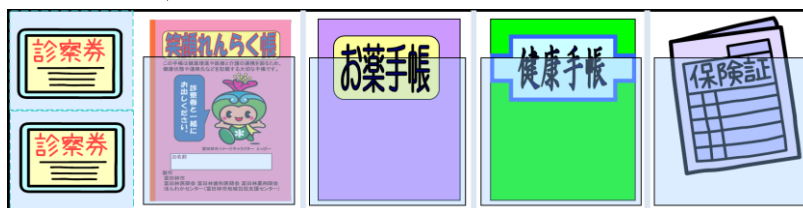
《配付場所》

高齢介護課または各ほんわかセンターの窓口

（笑顔れんらく帳）



（ビニールカバー）



救急医療情報キット

ひとり暮らしの高齢者が自宅から救急車を呼んだ際に必要となる情報「緊急連絡先」・「かかりつけ医」・「持病」・「服薬内容」等を記載した救急情報シートを専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管して救急時の対応に備えます。

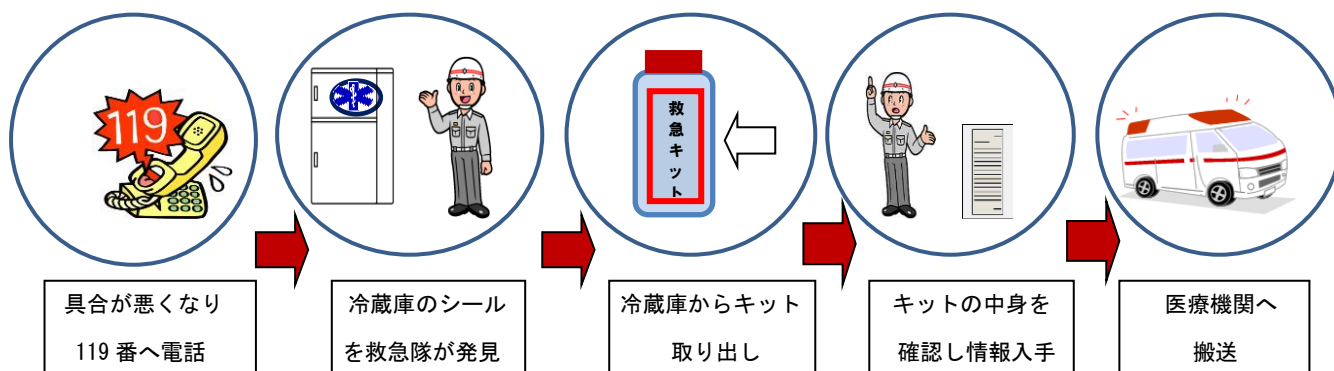
《対象者》

富田林市内に居住する65歳以上の人等（施設等に入所している方は対象外）

《手続き》

高齢介護課、金剛連絡所、社会福祉協議会、各ほんわかセンターにて、所定の申請書により申し込んでください。

《費用》 無料（郵送による配付はできません）



鶴亀携帯版

財布等に携帯することにより、高齢者が外出先で救急搬送されたり、認知症等により道に迷い保護された場合、救急隊員や発見者が鶴亀携帯版を参考に、ご家族や関係機関へ速やかに連絡をとるために活用するものです。

《対象者》

富田林市内に居住する65歳以上の人等

《費用》

無料

《手続き》

高齢介護課、金剛連絡所、各ほんわかセンター、在宅介護支援センターにて、所定の申請書により申し込んでください。

(表)

(裏)

鶴亀携帯版			
氏名			年 月 日生
住所			
電話		血液型	
緊急連絡先			
			在住
			在住

かかりつけ病院			
主な病名			
既往症(手術歴)			
関係機関			
発行 発行番号 第1ほんわかセンター (0721-25 -1000)			

エンディングノート

これまでの人生を振り返りながら、自分の想いをエンディングノートに整理し、大切な人や近くの信頼できる人にその想いを理解してもらうことで、自分らしい最期を迎えることができる一助として、富田林医師会と高齢介護課が協働して作成したものです。

《対象者》

富田林市内に居住する65歳以上の人等

《費用》

無料(郵送による配付はできません)

《配付場所》

高齢介護課及び都市魅力課、
保健センター、金剛連絡所、社会福祉協議会、
在宅介護支援センター、各ほんわかセンター



○認知症の方への支援

みまもりあいステッカー利用支援事業

「みまもりあいステッカー」とは、認知症の高齢者等が万一、行方不明になった場合に、発見者の通報によってご家族等と連絡を取ることができる早期発見・保護のためのツールです。

「電話番号（フリーダイヤル）」と「緊急連絡転送ID」が記載されたステッカーを高齢者等の持ち物に貼るか、衣類等に縫いつけて利用します。

《対象者》

認知症等が原因で行方不明になる可能性のある、在宅で生活する高齢者等 ※ 若年性認知症の人も対象となります。

《利用料》

年間登録料 3,600円 ※利用者負担
(納付書が届き次第、20日以内にお支払いください)
※初期費用の2,000円を市が負担します。

《手続き》

高齢介護課、各ほんわかセンターにて所定の申請書により申し込んでください。決定通知、ステッカー（48枚）が届き、緊急連絡先を登録すると利用開始となります。

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定 ※ 緊急連絡先が1名以上必要



- 2.3cm×4.3cmのオレンジ
- 粘着シールでどこにでも貼り付けることができます



※電話連絡は、転送システムによりそれぞれの個人情報を保護した状態で、発見者からご家族の方に直接電話連絡が繋がる仕組みです。ステッカーの利用により、個人情報を公表せずにID番号で検索依頼ができます。

みまもりあいアプリ

高齢者等が行方不明になった場合に、高齢者等の服装や持ち物、写真、声かけのヒント等の情報を、家族等が「みまもりあいアプリ」から検索依頼として配信できます（無料）。検索依頼情報を受け取るのはアプリをダウンロードしている「検索協力者」です。検索協力者がたくさんいると、認知症等の人や家族は安心して外出できるようになります。アプリは日本全国で利用でき、検索依頼は、配信元からの配信範囲を指定（500m～20 km）できます。

また、行方不明になった人がみまもりあいステッカーを使用している場合は、検索依頼を配信する時にID番号を利用できるため家族等の電話番号を公開することなく配信できます。

《対象者》

- 地域住民の方々どなたでも
- 行方不明になる可能性のある人のご家族等

《利用料》

無料（アプリのダウンロードにかかる通信料のみ）

《利用方法》

右の二次元コードからアプリをダウンロード（個人情報の入力はありません）

検索依頼が届いたら、普段の生活の中で検索情報に合致する人を見かけた時に声かけをお願いします。

※専用アプリのダウンロードは、
下記二次元コードから読み取ってください



Android



iPhone

高齢者等見守りSOSネットワーク

高齢者等が行方不明になった際に備えて、警察による搜索の補助的な機能を担い、早期発見・保護をめざすネットワーク体制を構築しています。情報配信の申請を受けましたら、速やかにネットワーク参加機関に情報提供を行い、搜索への協力を依頼します。

《対象者》 認知症等で行方不明になる可能性のある在宅で生活する高齢者等

《内容》

高齢者等が行方不明になった際、ネットワーク参加機関（公共機関・交通機関・新聞販売所・介護保険事業所等）に対象者の特徴等の情報提供を行い、早期発見・保護につなげます。

ネットワーク参加機関への情報提供は市役所開庁時間に行います。

閉庁時間は、上記の「みまもりあいアプリ」をご利用ください。

《手続き》

速やかに情報提供へつなげるために、事前登録をすることができます。高齢介護課にて所定の申請書により申し込んでください。

申請 ⇒ 協力機関へ情報提供 ⇒ 発見 ⇒ 通報 ⇒ 解除要請

《利用料》 無料

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の人が日常生活における偶然の事故などで第三者に対して法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合、ご本人やご家族の負担を軽減するための保険です。

加入には申込が必要です。

《対象者》

次の要件をすべて満たす人

- 40歳以上の人
 - 高齢者等見守りSOSネットワーク事業に事前登録している人
 - 在宅で生活している人(介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所している人、病院または診療所に入院している人は対象外)
 - 日常生活に支障をきたすような認知症の症状※があり、自身で外出可能な人
- ※要介護認定調査で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上、または認知症の診断がある人

《費用》

無料 ※保険料を市が負担します。

《補償内容》

○個人賠償責任保険		1事故につき上限 3億円
○交通事故傷害（ご本人への補償）	傷害死亡	10万円
	傷害後遺障害	0.4万～10万円
○傷害見舞い費用（被患者への補償）	死亡見舞	50万円
	後遺障害見舞	2万～50万円
	入院見舞	1.5万～10万円
	通院見舞	1万～5万円

《手続き》

高齢介護課にて、所定の申請書により申し込んでください。

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定

加入日の翌日午前0時から補償されます。

成年後見制度の市長申立

認知症等により判断能力が不十分な状態で、身寄りがない人や親族等の協力が得られない人に対し、本人や親族に代わって市が成年後見制度の申立を行います。

《対象者》 次の要件をすべて満たす人

○65歳以上で、事理を弁識する能力が不十分な人

○配偶者若しくは四親等内の親族がいない人

（これらの親族があっても音信不通の状況にある人）

○審判請求を自ら行うことが困難である人

○福祉サービス等を利用する必要がある、福祉サービス等を利用することにより福祉の増進が期待できる人

※ その他経済面や他の福祉サービスの状況等を総合的に判断の上、「富田林市成年後見審判申立審査会」にて市長申立の可否を検討します。

《内容》

本人の権利を擁護するため、富田林市長が成年後見制度の申立を行います。判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所が支援者（弁護士や社会福祉士等の専門職及び市民後見人等）を選任し、選任された支援者が本人のために、必要な代理行為や財産等を適切に管理します。

区 分	本人の判断能力	援 助 者	
後 見	全 く 無 い	後 見 人	監督人を選任することがあります。
保 佐	特に不十分	保 佐 人	
補 助	不 十 分	補 助 人	

《手続き》 ※申立から審判まで、約3ヶ月かかります。

相談 ⇒ 審査 ⇒ 申立 ⇒ 審判（選任）

《費用》 ※原則、市が一時的に立替えます。

○申立費用 約8,000円（収入印紙・切手代）

○鑑定費用（目安） 約5～20万円

日常生活自立支援事業

介護保険サービス等は、自らサービスを選択し、サービスを提供する人（事業者）と契約を結んで利用します。しかし、認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が不十分な場合、自らの判断で適切にサービスの提供を受けられない可能性があります。

そのような人の権利を擁護し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉サービスに関する情報提供、利用援助、金銭管理等を行うサービスです。

《対象者》 認知症・知的障がい・精神障がい等により意思判断能力が不十分な人

《内容》

○福祉サービスに関する情報提供・助言、手続きや利用の援助 ○日常的な金銭管理等

《利用料》

○月額 3,000円 ○年会費 5,500円 ※生活保護世帯は無料

《利用について》

詳しくは、コミュニティセンターかがりの郷（☎ 26-8201）へお問い合わせください。

位置検索用端末機の貸与

認知症等により道に迷う可能性がある人に対して、位置検索用端末機を貸与し、行方不明になった際、家族等が居場所を探索し、早期発見・保護につなげます。

《対象者》

認知症等で行方不明になる可能性のある在宅で生活する高齢者等

《内容》

位置検索用端末機を携帯した人が、行方不明になった場合、家族等が電話やパソコン等で居場所を確認することができます。

《手続き》

高齢介護課にて、所定の申請書により申し込んでください。

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定 ⇒ サービスの開始

《利用料》

基本料金：位置情報対象者1名につき月額1,200円（税別）

オプション

料金名	金額（税別）
オペレーター応答利用の 位置情報提供料金	利用1回につき200円
インターネット利用の 位置情報提供料金	基本料金に含む
交換バッテリー代金	1個につき1,500円、別途送料600円
現場急行料金	利用1回につき10,000円

※加入料金（探索用端末機含む）4,500円と充電器費用2,500円を市が助成します。

○給付金・祝い

百寿の祝

福祉の増進に寄与することを目的として長寿を祝福します。

《対象者》

本市に在住で、満１００歳の誕生日を迎えた人
(在住とは、住民基本台帳への記録をさします)

《内容》

祝状をお渡しします(ご本人・ご家族の希望により「広報とんだばやし」へ写真を掲載することができます)。

対象者へは、事前に高齢介護課から連絡します。

特別高齢者給付金

老齢基礎年金を受給できなかった在日外国人等に対し、特別高齢者給付金を支給します。

《対象者》

次の要件をすべて満たす人

- 老齢基礎年金を受給していない、大正１５年４月１日以前生まれの在日外国人
- 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている、在宅で生活している人
(生活保護世帯及び入院・入所中の人は対象外)

《内容》

月額 １０，０００円

《手続き》

申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定 ⇒ 金融機関への振込み

※詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。

○介護保険外の入所施設

養護老人ホーム

心身機能の低下や家庭の事情（高齢者虐待）等により、自宅で生活することが困難な人が、市の措置によって入所できる施設です。

《入所要件》

65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により家族と一緒に生活を行うことができず、ひとりで暮らすことが困難な人等

《入所施設》

総合的な判断の上、市で入所（措置）施設を検討します。

《手続き》

所定の収入申告書、健康診断書、戸籍謄本や住民票の写し、本人や扶養義務者の課税証明書、源泉徴収票や確定申告書の写し等が申請時に必要です。

相談 ⇒ 申請 ⇒ 審査（入所判定委員会） ⇒ 決定 ⇒ 施設への入所依頼 ⇒ 施設からの承諾 ⇒ 入所

※ その他経済面や家庭の状況等を総合的に判断の上、「富田林市老人ホーム入所判定委員会」にて措置の可否を協議・検討します。

《費用（負担額）》

入所者本人の収入、扶養義務者の税額によりそれぞれの入所費用を決定します。

《その他》

年に一度「富田林市老人ホーム入所判定委員会」にて、措置入所者の状況や家族及び収入状況等を踏まえ、措置の継続可否を協議・検討します。

その他入所施設

《軽費老人ホーム（ケアハウス等）》

60歳以上で、身寄りがなく自立して生活することに不安のある人や、家庭環境や住宅事情等の理由により自宅で生活することが困難な高齢者が、低額な料金で入所できる施設です。

《有料老人ホーム》

民間事業者や社会福祉法人等が運営し、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を目的として、食事の提供等の日常生活上必要なサービスを提供する施設です。

《サービス付高齢者向け住宅》

高齢者の居住を安定的に確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護事業所・医療機関と連携して、入居の高齢者へ必要に応じたサービスを提供する施設です。

○生きがい・社会参加

富田林市立老人いこいの家

60歳以上の人、健康及び教養の向上、レクリエーション、福祉の増進、交流促進等のため、気軽に利用できる施設です。市内に11施設あります。

《施設》

○若松老人いこいの家(新寿荘)	若松町二丁目5-28	☎ 26-0635
○若松町一丁目老人いこいの家(皐月荘)	若松町一丁目18-22	☎ 25-2996
○錦織老人いこいの家(錦寿荘)	錦織中一丁目18-21	☎ 24-9934
○東条老人いこいの家(グリーンピア東条)	大字龍泉594-2	☎ 33-3572
○金剛老人いこいの家(福寿荘)	久野喜台二丁目3-26	☎ 29-3308
○金剛東老人いこいの家(藤寿荘)	藤沢台三丁目5-1	☎ 28-1570
○向陽台老人いこいの家(向寿荘)	向陽台三丁目3-14	☎ 29-1385
○明治池老人いこいの家(明寿荘)	小金台四丁目15-27	☎ 28-8390
○高辺プラザ(高辺台小学校内)	高辺台三丁目1-1	☎ 29-1472
○青葉地区老人いこいの家(青葉幼稚園内)	加太二丁目8-10	☎ 072-365-1470
○西板持老人いこいの家(西寿荘)	西板持町三丁目10-18	☎ 34-0550

《その他》

○休館日は各施設によって異なります。各老人いこいの家へ直接お尋ねください。

○市からの委託により、各老人いこいの家の運営委員会等が運営しています。

シニアクラブ

地域での仲間づくりや社会参加を実践する自主的な組織です。高齢者が地域(単位)のシニアクラブへ加入し、健康でいきいきとした生活を送るため、様々な活動を行っています。

《対象者》

60歳以上の人

《活動内容》

レクリエーション(娯楽・趣味等)、教養(研修会・社会見学等)、健康増進(体操・グランドゴルフ等)、社会奉仕活動(清掃等)、地域との交流(幼稚園への訪問や祭りへの参画等)、友愛訪問活動(寝たきり・ひとり暮らしの方宅への訪問等)等、地域によって多種多様な活動を行っています。

《加入の申し込み》

地域(単位)シニアクラブへ直接、または市シニアクラブ連合会：SC富田林(事務局：富田林市社会福祉協議会 ☎ 25-8261)へお尋ねください。

○発 行：富田林市 健康推進部 高齢介護課 地域包括ケア係

○住 所：富田林市常盤町1番1号

○電話番号：0721-25-1000

(内線196・189・183)

○FAX番号：0721-20-2113 (課直通)

○E-mail：kaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp